

令和 7 年第 2 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 7 日 (金)
午前 10 時 00 分開会

午前 10 時 35 分閉会

2. 場 所 大野支所 3 階研修室

3. 出席委員 (農業委員 11 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

14 番 岩本 博志

(推進委員 8 名)

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員 (7 名)

3 番 神鳥 正貴

4 番 是佐 恵美子

13 番 岡 真由美

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岡村 昭男

推進委員 堀田 良昭

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 議案第 7 号 地域計画案に係る意見について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 7 年第 2 回 21 日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、出席委員 11 名、欠席委員 3 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。21 日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、1 番、河井委員さん、2 番、木浦委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 説明お願いいたします。
事務局	議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。 議案書は 3 ページ、4 ページになります。 まず、番号 62 番、63 番、64 番については関連案件のため、一括で説明をいたします。 農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田及び畑で、面積は合計 6 筆の 6,376 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 17 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号 65 番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は畑で、面積は 1 筆で 936 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 17 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 まず、番号 67 番、68 番は関連案件のため、一括で説明いたします。 農地の所在は、津田字江尻、登記地目は田で、面積は合計 4 筆の 2,258 平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和 17 年 12 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用

	土地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 6 2 番、6 3 番、6 4 番、6 5 番について、岩木委員さん、よろしくお願いいたします。
8 番委員	8 番の岩木です。番号 6 2、6 3、6 4 について、まとめて現地確認の報告をいたします。1 月 2 0 日に、事務局の方 1 名と堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。申請地は、玖島の檜原の信号機から湯来方面に向けて芸南カントリークラブの手前になります。約 4 キロ行ったところの県道沿いでございます。3 件とも、利用権を受ける〇〇さんが、利用権を設定される〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとの再設定です。〇〇さんは、現在〇〇を建てられて、〇〇の〇〇をしておられます。申請地の 6 2 番の〇〇さんは、〇〇として利用しておられます。6 3 の〇〇さんと 6 4 番の〇〇さんについては、〇〇をしておられます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。次のページの 6 5 番ですが、同じく 1 月 2 0 日に事務局の方と堀田推進委員、私とで現地確認をいたしました。申請地は 6 2 号で述べましたように、〇〇さんの農地でございます。利用権の設定を受ける方はですね、〇〇さんという方で、現在〇〇ですか、〇〇を建てて、〇〇の〇〇をしておられます。申請地は、これは〇〇、あるいは〇〇等、または〇〇の置場として利用しておられます。何ら問題ないと思いますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、6 7 番と 6 8 番について、松井委員さん、よろしくお願いいたします。
松井推進委員	番号 6 7、6 8 の説明をいたします。現地確認はですね、1 月 2 1 日に事務局の方、それと木浦農業委員さんと私、3 名で現地確認をしております。6 7、6 8 の場所ですが、佐伯支所から約 5 0 0 メートルぐらい行ったところの東北に、津田八幡神社という神社がありますが、その西側に位置しております。 6 7、6 8 もそうですが、受けられる〇〇さんは、この〇〇さん、〇〇さんと親戚関係にあるらしいのですけれど、その近傍に既に田んぼを耕作しておられます。この 2 件とも隣ですけれども、高齢ということと、親戚ということで〇〇さんが今後も引き継いで耕作されると聞いております。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この 6 件について、ご質問等があればお願いをい

	たします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第６号、農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第６号、農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は６ページ、７ページになります。 番号２番、番号３番は関連案件のため、一括で説明いたします。 農地の所在は、林が原１丁目、登記地目は田、畑及び宅地で、４筆の計３９４．０１平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、無償の所有権移転です。 次に番号６番、農地の所在は、大野字原高見、登記地目は畑で、面積は２筆の２７４平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 次に番号８番、農地の所在は、原字矢ノ崎、登記地目は田で、面積は２筆の３３８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利にあるためで、有償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第６号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２番、３番について、中田委員さん、お願いいたします。
中田推進委員	推進委員の中田です。２番、３番について説明します。１月

	1 7 日に山田委員と事務局職員と 3 人で現地確認を行いました。場所は林が原 1 丁目〇〇と、同じく〇〇の 4 筆です。譲り受けた農地は譲受人の自宅のそばにあり、管理するのに全然問題ないと思われます。審議のほどお願いします。以上です。
議長	ありがとうございました。 6 番について、山田委員さん、お願いいたします。
7 番委員	山田です。6 番についてご説明いたします。1 月 1 7 日に中田推進委員、それから大野の事務局とで現地確認をいたしました。高見というのは、これから少し廿日市寄りにある大野の東小学校、それから中学校がありますが、それから上に、山手のほうに向いて、山の突き当たりというようなところですよ。譲渡理由はここにも書いてありますが、高齢のためということです。受けのほうは、新しく新規に農業をしたいということでございます。別に何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、8 番について中谷委員さん、お願いいたします。
1 1 番委員	1 1 番の中谷です。番号 8 番について報告させていただきます。1 月 1 1 日、岡村委員と事務局 2 名とで現地を確認しました。場所は原字矢ノ崎で〇〇の入口付近です。また譲渡人の〇〇さん宅も近くにあります。道路に面した下方に田んぼがあります。農地面積は 2 筆の 3 3 8 平方メートルです。譲受人の〇〇さんは高齢により耕作が困難になりました。譲受人の〇〇さんは現在耕作している農地に隣接しており、便利であるところですので、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、この 4 件につきまして、ご質問等があればよろしくお願いします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようでございますので、お諮りします。 議案第 6 号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 6 号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 7 号、地域計画案に係る意見について議

	案とします。 説明をお願いいたします。 事務局 議案第7号、地域計画案に係る意見について説明をさせていただきます。 議案書は8ページになりますが、議案と一緒に配付させていただいております、議案第7号資料1及び本日お手元に配付しております、廿日市地域、大野地域、宮島地域の地域計画案も併せてご覧ください。 本日、意見照会の基である廿日市農林水産課の森脇係長にお越しいただいておりますので、説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 森脇係長 農林水産課の森脇といいます。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。今、ご紹介いただいた資料を基にですね、ご説明をさせていただきます。 農業委員の皆様におかれましては、これまでですね地域計画策定に向けて目標地図の素案作成でありますとか、協議の場への出席を賜りまして、いろいろご協力いただきましたところで。ありがとうございます。 今後のスケジュールですけれども、先ほど説明があったように関係機関への意見聴取ということで、農業委員会様をはじめとして、県などとかJAですね、意見聴取を図ることとしています。3月上旬をめどに取りまとめをしまして、2週間の地域計画案の縦覧というところで進めていきます。それで、年度末までにですね最終的には地域計画の策定、報告というところで予定をしているところです。 本日の2月の総会にて、今3地区、廿日市、大野、宮島の3地区を見ていただくような形で伺っておりますし、残りの6地区については、また3月ですかね、総会のところで見ていただけるということで伺っております。 まずは今年度、全ての対象地区でですね、地域計画の策定に注力してまいりましたけども、来年度以降も引き続き継続してですね話合いを進めて、定期的に見直しをしていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。 議長 ありがとうございました。 この説明について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》 議長 意見がないようでございますので、お諮りします。 議案第7号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。
--	---

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 7 号について異議なしとして回答することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 続きまして、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は 9 ページになります。 今月の報告は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 1 月 1 0 日までの間に受理した 3 件です。詳細の説明は省略させていただきます。 本件に関しては、いずれも以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、てんまつ書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告を終わります。
議長	それではこの 3 件について、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようでございますので、報告第 1 号を終わります。 それでは続きまして、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告いたします。 説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は 1 0 ページから 1 2 ページになります。 今月の報告は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 1 月 1 0 日までの間に受理した 7 件です。詳細の説明は省略させていただきます。 番号 3 5 4 番、3 7 6 番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されております。 番号 3 7 5 番については、申請人が農地転用の手続を行わず

	利用していたため、始末書が提出されています。 番号３６４番、３７３番については、過去に転用届が出されています。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告を終わります。
議長	それではこれについて、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号を終わります。 それでは、報告第３号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第３号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は１３ページになります。 番号３８２番についてですが、現地確認を行ったところ、既に宅地として利用されていたため、非農地として回答をしております。 以上で報告第３号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	それではこの件について、質疑等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》 質疑がないようですので、報告第３号を終わります。 ほかにはございませんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の令和７年第３回農業委員会総会は、３月７日金曜日、午前１０時から、山崎本社みんなのあいプラザ１階で行いますので、どうかよろしくをお願いいたします。 大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 35 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 1 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 2 番委員）
